

－ 補正情報 －

書籍「出る順社労士」シリーズ
 2020年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集
 ②雇用保険法・労働保険の保険料の徴収等に関する法律
 ・労務管理その他の労働に関する一般常識

(2020/6/5 現在)

「2020年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集 ②雇用保険法・労働保険の保険料の徴収等に関する法律・労務管理その他の労働に関する一般常識」におきまして不適切な記載がありましたので、次のとおり訂正させていただきます。お手数ですが、補正の上でご使用いただきますようお願いいたします。また、法改正により訂正が必要となった場合の補正もこちらに掲載いたします。合わせてご確認の程、宜しく願いいたします。

- ・ 2019/12/ 6 更新分… p.1
- ・ 2020/ 5/11 更新分… p.2
- ・ 2020/ 6/ 5 更新分… p.3

【2019/12/6 更新分】

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|----|--------------------------|---|---|
| 訂正 | P93 問題 240 解説 1 行目 | ・・・、 <u>厚生労働省令で定める安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が</u> ・・・ | ・・・、 <u>職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が</u> ・・・ |
| 訂正 | P200 問題 143 3 行目 | ・・・、賃金差額の支給が確定した日の属する年度（令和 <u>元</u> 年度）の賃金総額に含める。 | ・・・、賃金差額の支給が確定した日の属する年度（令和 <u>2</u> 年度）の賃金総額に含める。 |

【2020/5/11 更新分】

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|----------|-------------------------------|---|--|
| 法改正に伴う補正 | P132 問題 330 解説 2 行目 | ・・・に要する費用の8分の1の額（ <u>当分の間</u> 、その額に100分の <u>55</u> を乗じて得た額）を負担する。 | ・・・に要する費用の8分の1の額（ <u>平成29年度から令和3年度までの各月においては</u> 、その額に100分の <u>10</u> を乗じて得た額）を負担する。 |
| 法改正に伴う補正 | P133 問題 329 2 行目 | ・・・、その「 <u>2分の1（当分の間、その100分の55）</u> 」が国庫より負担される。 | ・・・、その「 <u>2分の1（平成29年度から令和3年度までの各月においては、その100分の10）</u> 」が国庫より負担される。 |
| 法改正に伴う補正 | P400 問題 001 問 1 3 行目 | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に <u>必要な給付を行うことにより</u> 、・・・ | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための <u>休業をした場合に</u> 必要な給付を行うことにより、・・・ |
| 法改正に伴う補正 | P412 問題 007 問 1 3 行目 | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に <u>必要な給付を行うことにより</u> 、・・・ | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための <u>休業をした場合に</u> 必要な給付を行うことにより、・・・ |

【2020/6/5 更新分】

| | 訂正箇所 | 訂正後 |
|----------|-------------------|---------|
| 法改正に伴う補正 | P237 問題 239 解説 | 下記に差し替え |

| | | |
|---|---|--------------------|
| × | 239 | (必修基本書 労働科目……524p) |
| ⋮ | (令 2. 2. 28 基発 0228 第 1 号)労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、当該労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主に限られない。労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県とは異なる都道府県に主たるの事務所をもつ事業の事業主についても、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる。 | |

以上